

遺言3つの勘違い

一般社団法人日本想続協会
代表・税理士 内田麻由子

一休和尚の逸話にこんな話があります。一休さんは亡くなる時に、一通の封書を弟子たちに手渡し、「この先、ほんとうに困ることがあったときに、これを開けなさい」と言い遺しました。何年か経ち、寺に大変な難問題が起きました。困り果てた弟子たちが、一休和尚の遺した封書を開いてみると、そこには「しんばいするな、なんとかなる」と書いてありました。弟子たちは一同、大笑いのうちに落ちつきと勇気と明るさを取り戻し、難問を解決できたという話です。

死生学がご専門のアルフォンス・デーケン先生は、「第3の人生における6つの課題」の一つとして「遺言の作成」を挙げています。(ちなみに6つの課題とは、①手放すことを身につけること、②許しと和解、③感謝の表明、④さようならを告げること、⑤遺言の作成、⑥自分なりの葬儀の方法を考えそれを周囲に伝えておく、です。) 今月は、遺言について考えましょう。



● 遺言をつくったほうがいい人

第1に、「法定相続分と異なる相続分で相続させたい人」は、遺言をつくりましょう。実は、ほとんどすべての方はこれに当てはまります。というのは、財産がすべて預金や株式などの金融資産ならば、何分の1ずつというようにきっちりと分けられます。しかし多くのご家庭では、財産に占める不動産の割合が6～8割です。不動産は、現金のように簡単に分けられません。共有という方法もありますが、「共有は共憂」というように、問題の先送りです。後々、たとえば共有者のうちだれか1人が不動産を売りたいという場合などに、意見が一致せず苦勞することになります。同居している子供に自宅を遺したい場合や、事業の後継者に自社株を遺したいなどという場合には、遺言で意思表示をしておく必要があります。民法の法定相続分というのは、あくまでも遺言がない場合の目安にすぎません。それぞれのご家庭により事情が異なるのですから、わが家の実情に合った相続をするためには、遺言は欠かせないものなのです。

第2に、「相続人のなかに認知症の人や未成年者がいる場合」には、ぜひ遺言をつくっておいてください。高齢化で相続も「老々相続」となっているため、相続人である妻や子が認知症になってしまっているケースや、子や兄弟が先に亡くなっているために、孫や甥・姪が代襲相続人になるケースが増えています。認知症の人や未成年者は、意思能力がないとみなされるため、本人

が遺産分割協議をすることができません。そのため、家庭裁判所で「特別代理人」などの申請手続きをしなければなりません。この手続きに数ヶ月かかってしまうのです。

第3に、「子供がいない人」は、夫婦で互いに遺言をつくっておきましょう。民法の法定相続分は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹（兄弟姉妹が先に亡くなっていれば甥姪）が4分の1です。兄弟姉妹や甥姪には「遺留分」がありませんので、遺言さえつくっておけば、配偶者にすべての財産を遺すことができます。なお、配偶者がすでに亡くなり子供もいない「おひとり様」の場合には、死後の手続きなどをしてくれる親族や身近な人へ配慮した遺言にすることも大切です。

第4に、孫やお嫁さんなど「相続人以外の人に財産を遺したい場合」や、お世話になった団体などに「寄附をしたい場合」にも、生前に贈与や寄附をする以外には、遺言によらない限りあなたの意思は実現できません。税金は具体的に使い道を指示することはできませんが、寄附ならば自分が応援したい地域や団体を直接支援することで社会貢献ができます。



● 遺言3つの勘違い

第1に、「遺言は一生に一度だけ書くもの」と思っている方が多いのですが、そんなことはありません。遺言は何度書いてもよいのです。遺言は法律行為ですので、認知症になり意思能力がなくなってしまうたら、もうつくことはできません。認知症にならないまでも、病気になってしまうと、病気と闘うことで精いっぱい遺言どころではなくなってしまいます。「まだ元気だから遺言など早い」のではなく、「元気だからこそつくれるのが遺言」なのです。つくったあとで家族の状況や財産の状態が変わったら、何度でもつくればよいのです。「そのうちに…」と思っているうちに、死が迫ったときにはもうつくれなくなってしまいます。

第2に、「遺言は誰にも見せてはいけないもの」と思っている方が多いようです。ドラマなどで、本人の死後にはじめて遺言を公開するイメージがあるのでしょうか。しかし私は、遺言をつくったのならば、家族全員を集めて、ご自分の口から「このような遺言をつくったから、どうかこのとおりにしてほしい」と伝えることをおすすめします。なぜならば、せっかく遺言があったのに、その内容に不満のある相続人がいて揉めてしまう家族が多いからなのです。もし生前に父母から直接に「こうしてほしい」ということを家族全員で聞いていけば、死後に遺言の内容をめぐり揉めることは少ないと思います。「遺言さえつくっておけば揉めない」のではなく、あなたの意思がきちんと家族に伝わるのが重要なのです。

第3に、「遺言にはよけいなことを書いてはいけない」と思っている方がほとんどだと思いますが、実は、遺言には何を書いてもよいのです。遺言は法的な文書ですから、「誰に何を相続させる」というように、必要なことだけを簡潔に書かなければならないとお思いかもしれませんが。しかし、必要なことがきちんと書いてあれば、あとは好きなことを書いてもいいのです。遺言には「付言」として、自由に言葉を添えることができます。特に、なぜそのような遺言の内容にしたのかという財産分けの理由や、家族への感謝の気持ちを付言として記しておくことは、あなたの意思を家族に伝える上でも非常に大切です。そのほか、俳句や和歌、好きな言葉を書いてもいいですし、川柳で笑わせていただいても結構です。これまでの人生を振り返り「私の人生の10大ニュース」として発表してもOKです。ただし、愚痴や悪口はNGですよ。

● 遺言の種類

遺言には、「**自筆証書遺言**」と「**公正証書遺言**」があります。両者の特徴をひとことで言えば、自筆証書遺言は「作る人は簡単だけど、もらう人は大変」です。一方、公正証書遺言は、「作る人は手間と費用がかかるけど、もらう人はラク」です。

自筆証書遺言は、紙とペンさえあればいつでも書けます。費用もかかりません。しかし、遺された家族は、自筆証書遺言を発見したら、封を開けずに、家庭裁判所で「検認」の手続きをしなければなりません。この検認に時間がかかるのです。なお、検認とは「確かにこの日にこの遺言書が存在していました」ということを確認するだけの手続きです。つまり、家庭裁判所で検認を受けたからといって、その遺言が法的に有効なものであることを証明するわけではないのです。

公正証書遺言は、公証役場にて、証人2人の前で、公証人に遺言の内容を口述して作成してもらいます。公証役場に行くことが難しい場合には、公証人に出張してもらうこともできます。作成には費用が多少かかりますが、専門家が作成しますので、自筆証書遺言のように文言の書き間違いなどにより法的に無効になってしまうことはまずありません。家庭裁判所の検認も不要ですので、ただちに相続の名義変更等の手続きに入ることができます。

遺言が何もないよりは、たとえ自筆証書遺言でもあったほうがいいのですが、遺された家族のことを考えれば、公正証書遺言でつくっておいてあげたほうが親切ですね。いずれにしても、遺言をつくってあることを家族に伝えておくことを忘れずに。



● 遺言をつくるときの注意点

1. 「遺留分」に配慮する

兄弟姉妹以外の相続人は、民法で「遺留分」という最低限もらえる権利（原則として法定相続分の半分）が定められています。遺言で遺留分を侵害されている相続人は「遺留分減殺請求」をすることができます。私はこれまで、公正証書遺言で遺留分をまったく無視して「全て誰々へ」としたものを何度も見えています。遺言をつくるときには、遺留分に配慮した内容にしましょう。

2. 一次相続・二次相続の「相続税」を考慮した遺言を

不動産や自社株だけを相続したのでは、現金で相続税を払うことができません。遺言をつくるときには、相続人全員が相続税を納付できるかについても配慮しましょう。また、二次相続のときにどれだけ相続税がかかるかを考慮した上で、一次相続の遺言の内容を決めることも大切です。

3. 「付言」に財産分けの理由、家族への感謝の気持ちを記す

遺言には、財産分けの理由や、家族への感謝の気持ちを「付言」として記しましょう。付言には法的な拘束力はありませんが、あなたの意思を家族に伝え、争続を防ぐ効果も期待できます。

4. 遺言執行者を指定しておく

遺言どおりに相続手続きをしてもらうためには、遺言執行者を指定しておくことが大切です。遺言執行者は、弁護士などの専門家のほうが安心ですが、相続人のうちの1人でも構いません。

5. 財産の内容・家族の状況が変わったら書き直す

遺言をつくったあとに、財産の額が大きく増減したり、不動産を購入・売却するなど財産の内容が変動することがあります。また、家族が先に死亡してしまうこともあります。財産や家族の状況が変わったら、遺言をつくり直しましょう。遺言は日付の新しいものが有効になります。